令和元年台風第 19 号による被災者の皆様へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

～　一時的に必要な生活費をお貸しします　～

貸　付　内　容

- **貸付対象**　　被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。
  ※生活保護世帯の場合は、予め福祉事務所（担当ケースワーカー）にご相談ください。
- **貸付限度額**　原則として、一世帯につき一回限り１０万円。
  ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り２０万円。
  ①　世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
  ②　世帯員に要介護者がいる場合
  ③　４人以上の世帯である場合
  ④　世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合
- **据置期間**　　貸付の日から１年以内
- **償還期限**　　据置期間経過後２年以内
- **貸付利子**　　無利子

貸付金の交付方法

○ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

貸付に必要なもの

○ 身分を証明できるもの（運転免許証、健康保険証、住民票　等）
○ 印鑑（印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。）
○ 申込者本人名義の預金通帳又はキャッシュカード　※ネット銀行除く

※必要に応じて、追加の書類を求める場合があります。

受　付　窓　口

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会

※被害状況や交通事情等を考慮し、当該地域の社会福祉協議会の窓口に来所することが困難な場合は、他の近隣の社会福祉協議会で申込可能です。
※県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付けとなります。

◆ **開始日：令和元年 11 月 5 日（火）から受付を開始**

※受付時間につきましては、お住まいの市町村社会福祉協議会までお問い合わせ下さい。

実施主体：社会福祉法人長野県社会福祉協議会　相談事業部　あんしん創造グループ

連 絡 先：〒380-0928　長野市若里 7-1-7　長野県社会福祉総合センター4 階
TEL：026-226-2036